

《研究ノート》

在米エルサルバドル国民の DUI 取得状況と 本国選挙への参加をめぐる課題

— 2015年アメリカ合衆国西海岸における
アンケート調査から得られたデータの分析 —

中 川 智 彦

本稿では、在米エルサルバドル国民と本国との関係の強さを量る一つの視点として、彼らのアイデンティティと本国政治に対する関心・参加意欲に焦点を当て、実際の投票経験、政治参加のための前提条件となる統一身分証明書（DUI）の取得状況、本国選挙への参加意欲を問うアンケート設問に対する回答を、特に渡米年代別傾向に注目して、分析・検討した。DUI取得率自体は渡米年代により高低があるものの、本国選挙への参加意欲はDUI導入以前に渡米したグループでは、DUIを持っていない人達の中にも、本国にいた頃は政治参加意欲が高かった人が多かったのに対して、その後の世代のDUI非所持者についてはもともと政治参加意欲が高い人の比率はそれほど高くなかった。また、全体としては大統領選挙への参加意欲が高い一方で、在外国民を代表する国会議員選出への関心も高いこと、そして、近年の渡米グループではDUI所持自体が本国政治への参加意欲を表すわけでないことなどが、わかった。また、現行の国外投票制度の持つ課題とともに、二重国籍者や永住権保持者にとってのメリットとデメリットについても明らかにした。

1 はじめに

本稿は、2015年3月と8月にアメリカ合衆国（以下、米国）西海岸の二都市において、二重国籍者を含む在米エルサルバドル（以下、国名として言及する場合を除き、サルバドルとする）国民のアイデンティティと本国政治並びに米国政治に対する関心・参加意欲を量ることを目的として実施した、現地アンケート調査結果の分析に基づく論稿である。

筆者は、中川正紀氏（フェリス女学院大学教授）とともに、米国ロサンゼルスにおいて2010年に予備調査、2012年に最初の本調査を行った。本稿では、これらの調査から得た知見¹⁾に基づく疑問の一つに限定して2015年の調査結果に基づき、本国の経済・社会・

政治・文化あらゆる面で影響を与えつつある在米サルバドル国民の本国に対する帰属意識と政治参加への関心について、より詳細に分析する。その疑問とは、彼らの本国への帰属意識は、年齢層や滞在年数、法的身分によって大きな差はみられず、全般的に高い傾向をみせ、本国政治への参加意欲も高いものの、実際に投票行動を積極的に起こすことが少ないのは何故かということである。

大統領選挙のための国外投票制度が2013年に導入・施行されるまで、在外国民の中で本国選挙で投票することが可能だったのは、米国籍や永住権など本国と自由に往来できる在留資格や法的身分を取得した人々に限られていた。しかし、2014年の本国大統領選挙からは、在外国民全体に制度的に投票が認められることになり、環境に大きな変化が生じつつある²⁾。在外国民と本国との関係は、この制度導入によって維持・強化されていくのか否か、その将来像を探るうえでも、実際の参加者はどれくらい増加するか、注視していく必要性が高まっている。本稿では、今後の趨勢に迫るとまではいかないとしても、現状におけるその可能性を提示したい³⁾。

主に、米国籍を取得した二重国籍者を対象とした中川正紀氏のこれまでの分析では、本国の選挙政治への参加の度合いは、移民前の本国での政治参加経験に依存するのではないかという仮説が指摘されている⁴⁾。二重国籍者については、一般的に、本国との自由な往来も可能であり、本国社会・経済・政治への参与関心を維持しやすいとも考えられるが、特に在米サルバドル国民の事例でもその傾向が高かった。米国籍や永住権を持つ在米サルバドル国民では、2014年大統領選挙から適用されることになる国外投票制度を待たずに、すべての本国選挙に参加することが理論上は可能であり、実際に選挙権を行使してきた人々がいることも事実である。本稿では、在米サルバドル国民の本国選挙政治への参加意欲・関心の度合いと移民前の政治参加経験との相関性が正式な在留資格のない移民も含めて妥当性を持つものかを検証するとともに、大統領選挙の国外投票を認める新しい制度が、二重国籍者や米国籍永住権を有する在米サルバドル国民に与える影響についても考察したい。

一方、教育レベルに関しては、渡米年代によってその分布に隔たりがみられ、1990年代以降、全般的に教育水準は上昇傾向にあることから、これ自体を軸とした分析にはあまり意味がないと考えられる⁵⁾。さらに、在留資格に注目する場合でも、二重国籍者や永住権者では在米年数が多くなる傾向があり、正式な在留資格がない人々の多くでは比較的滞在年数は短くなる。渡米年区分毎に在留資格の分布も異なるうえ、渡米年代が違えば教育環境も異なることから⁶⁾、すべての在留資格者を横断的に対象とする場合は、教育

レベル別に比較するよりも、渡米年代や年齢層を軸にした分析の方が有効であると判断した。

したがって、本稿では、出身国に対する帰属意識と主に政治参加に対する関心・態度との間にみられる関係性を、特に、渡米年を軸にして、年齢層と法的身分にも配慮しながら、今回の調査結果データの中から探ってみたい。また、将来的には、回答者本人のアイデンティティとして「エルサルバドル人」を選択したグループと、敢えて選択しなかったグループとの間に、何らかのはっきりとした差があるかどうかについても検討したい⁷⁾ため、アイデンティティと渡米年をともに回答している 187 名を焦点に据える⁸⁾。ただし、本稿では、まず、エルサルバドル生まれに限って、特に渡米年と年齢層（世代）を軸に分析をする。そして、本国の選挙に対する彼らの態度については、実際の投票行動と経験、政治参加のための前提条件となる統一身分証明書（DUI：Documento Único de Identidad）⁹⁾の取得状況、本国選挙への参加意欲を問う設問に対する回答を通して量ることとする。

2 2015 年現地調査の概要ならびに本稿で扱う対象者とデータについて

2015 年に行った現地調査の概要は、表 1 のとおりである。

サルバドル系住民は、米国における法的身分上、①米国籍取得者（米国生まれの人々も含む）、②永住権保持者、③短期被保護資格（TPS：Temporary Protected Status）¹⁰⁾保持者、④在留資格のない人々（「不法移民・非合法移民」）、の 4 つのカテゴリーに大別できる。これらのうち、本稿においては、①米国籍取得者については、「帰化者」のみを対象とし、米国生まれの二世・三世等は除外する。また、③の TPS の詳細については後註を参照願うが、ここでは、TPS 保持者が、正式の在留資格を持たない不安定な身分にあるグループに属するということを強調しておく。彼らは、事前に申請すれば米国を出国しても再入国できることになっているが、条件等が厳しく、思い立って、自分が好きな時に帰国することはできない。したがって、実質的には、前述の③と④はともに、TPS 資格喪失か強制送還・国外退去などのリスクなしでは本国に帰れない人達と考えて差し支えない。これらに加えて、調査当時は、2012 年 8 月以降、対象を限定して導入された新たな猶予措置（DACA：Deferred Action for Childhood Arrival）があった。これは、2007 年 6 月 15 日の時点までに満 16 歳未満で米国に入国し、2012 年 6 月 15 日の時点で 31 歳未満の若者が、一定の条件を満たした場合、申請に応じて国外強制退去が留保・延

表1 2015年アメリカ合衆国西海岸におけるアンケート調査概要

(1) 目的	在米サルバドル系住民の社会経済的地位および政治・社会に関する見方・考え方について主に調査し、彼らの社会経済的地位と帰属する米国社会・本国社会に関する見方・考え方との間の関係性を読み解く。
(2) 実施主体	中川正紀(実施責任者), 中川智彦
(3) 実施対象	16歳以上の在米サルバドル系住民
(4) 実施都市と時期	①サンフランシスコ市: 2015年3月17日(火)～3月30日(月) ②ロサンゼルス市: 2015年8月1日(土)～8月10日(日)
(5) 実施場所	以下のいずれの場所二においても、管理者の許可を得てアンケート調査を実施した。なお、サンフランシスコ州立大学(SFSU: San Francisco State University)では、同校サルバドル教職員らの了解を得て実施した。 ①サンフランシスコ市: SFSU 構内、現地エルサルバドル共和国総領事館待合室、中米系支援NGO「中米資料センターSF」(CARECEN SF: Central American Resource Center San Francisco) 事務所、および市内ラテン系集住地区のミッション・ディストリクト内のサルバドル系コミュニティ。 ②ロサンゼルス市: 8月1日～2日に開催のサルバドル系大祝祭(Fiesta Agostina)の2会場(マッカーサーパーク会場およびWashington Bl. & Vermont Ave. 会場、うち前者で主に実施)。現地エルサルバドル共和国総領事館待合室、およびサルバドル系向け起業支援センター“Corredor Salvadoreño”。
(6) 実施方法	①各調査場所で、アンケート回答に同意した人から回答を得た。 ②(i) 大祝祭会場では、ラテン系バイリンガル調査要員3名を使い、アンケート回答に同意した人から回答を得た。 (ii) 総領事館および起業支援センターでは、アンケート回答に同意した人から回答を得た。
(7) 実施結果	回収部数: 235部 有効回答部数: SF(76部), LA(151部) 計227部 有効回答率: 96.6%
(8) 有効回答者基本プロフィール	女性: 103人(45.4%) 男性: 124人(54.6%) 年齢層: ①20歳以下(7人: 3.1%), ②21～38歳(81人: 35.7%), ③39～56歳(78人: 34.4%), ④57～74歳(52人: 22.9%), ⑤75歳以上(2人: 0.9%), ⑥不明(7人: 3.1%) 年齢層別男女比: ①20歳以下(女性: 57%; 男性: 43%), ②21～38歳(女性: 49%; 男性: 51%), ③39～56歳(女性: 45%; 男性: 55%), ④57～74歳(女性: 35%; 男性: 65%), ⑤75歳以上(女性: 50%; 男性: 50%), ⑥不明(女性: 71%; 男性: 29%)

期され、2年間の滞在資格と就労許可が認められるというものであった。

バラク・オバマ(Barack Obama)大統領が2012年6月に発表し、8月15日から申請受付が始まり、これまで全米で約58万人が恩恵を受けたとされる。サルバドル系住民については、2014年時点では約1万人がこのプログラムの適用対象となっていた¹¹⁾。基本的にはTPS同様の暫定的滞在許可で、引き続き更新が必要になり、新たな年齢層を対象にした新しいタイプのTPSと捉えられるものであった¹²⁾。したがって、資格有効期間中は正式な就労が可能になる点ではTPS同様、大きな恩恵があるが、不安定な身分であることには変わりはなかった。また、DACAやTPSを含むその他の特別措置対象者も、現行制度のもとにおいては、米国民権取得の前提となる永住権申請対象から除外され、更新がその後も認められたとしても、正式な在留資格取得の道は閉ざされていた。

拙稿（2015）で示したように、2011年当時の在米サルバドル国民数を265万人とすると、米国籍取得者の約34万人（13%）、TPS保持者の約22万人（8%）のほか、永住権取得者の約33万人（12%）、米国生まれの二重国籍者の約78万人（30%）を加えた数字（約167万人）を引けば、在留資格を持たないサルバドル人のおおよその規模（約97万人：37%）がみえてくる。DACA対象者は「在留資格を持たないエルサルバドル人」に含まれるが、大勢は現在も変わらないと考えられる。もちろん、永住権者が米国民権を取得するとともに、米国生まれの二世・三世世代の増加が見込まれ、在留資格別の割合に変動が予想されることも確かである。そのうえ、現時点においては、さらなる「非合法」移民の流入が止んでいるわけではないため、分母自体はさらに拡大していくことも視野に入れておく必要がある。ただし、本稿では、二世以降はとりあえず除外して一世のみを対象としているうえに、在留期間が2年に満たない者は分析対象からは除外するため、分析対象者の規模や性別・在留資格別の割合に大きな変動は生じていないとみている。男女比については、在米サルバドル移民は数的には男性が過半数を占める傾向が続いてきている¹³⁾が、近年は、本国社会全体の治安悪化に加えて、母子家庭の増加や、配偶者・パートナーによる暴行から身を守る必要性から移民を決意せざるを得ない女性が増えてきていると言われる¹⁴⁾。実際、今回のサンプル全体でみた場合も、57歳以上のグループと57歳未満の各グループでは、若年階層グループほど女性の比率が相対的に高くなっている¹⁵⁾。

冒頭で述べたように、本稿では、出身国に対する帰属意識と主に政治参加に対する関心・態度との間にみられる関係性を、特に、渡米年を軸にして、年齢層と法的身分にも配慮しながら、今回の調査結果データの中から探っていく。そして、本国の選挙に対する彼らの態度については、実際の投票行動と経験、政治参加のための前提条件となる統一身分証明書（DUI）の取得状況、本国選挙への参加意欲を問う設問に対する回答を通して、量る。

3 DUIの取得状況について

統一身分証明書（DUI）とは、2001年に新たに本国で導入された、サルバドル国籍の成人（満18歳以上）が全員取得すべき身分証明書である。旧来の身分証とともに、選挙時にそれまで必要であった選挙登録証が廃止され、選挙の際の身分証明書として使用することが義務付けられている。

選挙に関わる利点としては、DUI 自体が選挙の際の顔写真付きの身分証明書として使え、DUI を新たに取得したり、更新したりすると自動的に有権者登録されて、潜在的な有権者数としてカウントされ、登録された居住地の選挙区の有権者として自動的に有権者名簿登録されることになった。このように、エルサルバドルでは、2001 年以降、選挙で投票するための大前提として、まずは、DUI を取得することが必要になったのである。

このように、DUI は、投票のために絶対不可欠となる一方で、当初、国内でのみの発行であったために、在外国民は DUI を取得できないでいた。しかし、2006 年には米国内 3 か所に DUI の発行業務を行う DUICENTRO が開設され、在米国民でも取得できるようになった。こうして、米国を登録居住地とする DUI を所持する国民が存在することになったものの、彼らは 2009 年まで本国の選挙には一切参加できなかった。なぜなら、有権者名簿登録ができていなかったためである。

有権者は、DUI に居住地として記載・登録されている市町村ごとに有権者名簿登録がなされるため、その市町村内に開設される投票センターにおいて、自分の名前のある名簿を担当する投票受付委員会 (Junta Receptora de Votos: JVR) に赴いて投票を行うことになる。よって、本国の市町村の JRV が割り振られていない在外国民には、投票の機会とは与えられなかった。そもそも選挙区を持たない在外国民は、DUI を取得したとしても、有権者名簿に登録されようがなかったからである。したがって、2006 年から 2009 年までの間、居住地として米国を登録した有権者は、宙ぶらりんの状態だったことになる¹⁶⁾。

一方で、米国発行の DUI を持つ有権者も投票ができるようにすべきであるとの機運も高まり、2009 年の大統領選挙には、特別措置として、在米国民のための投票所が首都サンサルバドルに開設された。しかし、在米国民用投票所での投票率は、0.75% と惨憺たるものであった¹⁷⁾。その後、新政権のもとで、大統領選挙に限り、国外発行の DUI を取得した有権者のうち、郵送投票のための有権者登録をした者に対して正式に投票権行使を可能とする制度が 2013 年に導入され、2014 年大統領選挙で初めて適用されている¹⁸⁾。

2014 年選挙では、投票者数も投票率も 2009 年選挙を大きく上回った。しかしながら、この投票率の上昇は、最高選挙管理委員会 (Tribunal Supremo Electoral: TSE) の公式選挙結果報告で公表された「有権者名簿登録者数」が実態の 13 分の 1 ほどに低く算定されたために過大評価された結果であり、実際は、2009 年選挙時と同様に、在留資格や有権者登録手続きの不備が原因で投票機会を奪われた在外国民がかなりの数に上った。したがって、引き続き、DUI の国外での発行と有権者名簿登録を着実にを行うという課題が、

浮き彫りになったと言える。さらに、今後、在外国民の選挙参加を大統領選挙だけに限定し続けるのか、それとも、国会議員選挙にも広げるのか、どこまで、或いは、どのように対応していくのかといった課題に応じていく必要も出てくる。いずれにせよ、DUI を国外の居住地で登録する人だけでなく、本国の地元の住所で登録し続ける在外国民の存在も、視野に入れておくことが重要であろう。

2001年に本国でDUIが発行されて以降、もともと本国との往来が自由な永住権や市民権を持つ在米国民の中には、帰国してDUIを取得する人々がいたため、実質的には、2009年大統領選挙はもとより、それ以前の国内選挙にも投票に行くことができた。実際に、選挙のたびに帰国し「本国在住者」として投票している在米国民が多数いることもわかっている。彼らにとっては、米国でのDUI発行も、本国での在外国民用の投票所設置も、2013年の在外国民投票制度導入も、その必要性は低かったということである¹⁹⁾。

地元志向が強いと言われるサルバドル人達²⁰⁾が、今後、米国の永住権や市民権を得た場合、わざわざ在外国民としてDUIを登録し、本国での選挙参加チャンネルを狭めるような現行の国外投票制度に組み入れられることを受け入れるのか、若者はどうするのか、世代交代による本国政治に対する関心の低下の可能性はないのか、具体的に動向を探っていくために、まずは、在米サルバドル移民のDUI取得状況について、アンケート回答結果からみていく。ここでは、渡米年代と年齢層別に、その傾向を確認する。

3.1 渡米年代別傾向

まず、今回分析対象とした回答者187名の渡米年代別分布状況を確認する。時期区分については、内戦が勃発したとされる1980年ではなく、左翼武装グループの組織化と体制側による反対勢力に対する弾圧の激化がみられるようになった1975年を画期として、政治的暴力が蔓延した時期を基準に行った。①1974年以前を政治的暴力蔓延以前、②1975～1991年の期間を政治的暴力と内戦、③1992～2000年の期間を和平合意後の「戦後」、④2001～2013年の期間をポスト「戦後」、

表2 エルサルバドル出身者の渡米年代別内訳（アイデンティティ回答者のみ）

渡米年区分	回答者数（人）	比率（％）
① 1974年以前	5	3%
② 1975～1991年	70	37%
③ 1992～2000年	32	17%
④ 2001～2013年	74	40%
⑤ 2014～2015年	6	3%
合計	187	100%

注：時期区分については、内戦が勃発したとされる1980年ではなく、左翼武装グループの組織化と反体制勢力に対する弾圧の激化が見られるようになった1975年を画期として、政治的暴力が蔓延した時期を基準として、行った。①政治的暴力蔓延以前、②政治的暴力と内戦、③和平合意後の「戦後」、④ポスト「戦後」、⑤本国直近大統領選挙年～調査年、の五つに分けている。

⑤ 2014年から2015年の期間を本国直近大統領選挙年～調査年、の五つに分けている。このうち、第①期と第⑤期については、サンプル数が限られている点、さらに第⑤期については米国到着後も間もないことから、主な比較考察対象は第②期から第④期とし、その他は参照扱いとする。

次に、サルバドル人として、主体的か否かは別として本国との関わりを意識していることの証左として DUI 所持率をみでみる。④期の非所持者14人のうち1名、⑤期の非所持者3名のうち2名は未成年で、詳細を尋ねる質問項目において3名とも取得の意志を表明している。因みに、④期の1名は本国での取得を希望していた。渡米年代を問わず、現時点で DUI を持っていないと答えた回答者の中にも、取得希望者がいることもわかっているが、ここでは、現状のみを確認する。全般的な傾向として、本国滞在中に DUI が導入された④期以降では、所持率がそれ以前の渡米者に比較して明らかに高くなっていることがわかる。これは、それ以前に渡米した人々には、DUIに関する情報も、取得する機会も限られていたことを考慮すれば、納得のいく数字と言えよう。

表3 エルサルバドル出身者 DUI 所持者と非所持者の渡米年代別内訳 (アイデンティティ回答者のみ)

DUI 所持	有り		無し		回答者合計		
	区分内割合		区分内割合		区分内割合		区分別割合
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	
① 1974年以前	3	60%	2	40%	5	100%	3%
② 1975～1991年	35	50%	35	50%	70	100%	37%
③ 1992～2000年	15	47%	17	53%	32	100%	17%
④ 2001～2013年	60	81%	14	19%	74	100%	40%
⑤ 2014～2015年	3	50%	3	50%	6	100%	3%
合計	116	62%	71	38%	187	100%	100%

注：④期の非所持者14人のうち1名、⑤期の非所持者3名のうち2名は未成年で、詳細を尋ねる質問項目において3名とも取得の意志を明らかにしている。因みに、④期の1名は本国での取得を希望していた。渡米年代を問わず、現時点で DUI を持っていないと答えた回答者の中にも、取得希望者がいることもわかっているが、ここでは、現状のみを確認する。

表4 エルサルバドル出身者 DUI 所持者と非所持者の渡米年代別の本国の選挙参加に否定的な回答率 (アイデンティティ回答者のみ)

DUI [問29]	所持 [否定的]		所持者計		非所持 [否定的]		非所持者計		回答者合計 (人)
	区分内割合		区分内所持者		区分内割合		区分内非所持者		
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	
① 1974年以前	0	0.0%	3	100%	1	50.0%	2	100%	5
② 1975～1991年	9	25.7%	35	100%	10	28.6%	35	100%	70
③ 1992～2000年	4	26.7%	15	100%	4	23.5%	17	100%	32
④ 2001～2013年	18	30.0%	60	100%	2	14.3%	14	100%	74
⑤ 2014～2015年	1	33.3%	3	100%	1	33.3%	3	100%	6
合計	32	27.6%	116	100%	18	25.4%	71	100%	187

注：「否定的」回答者には、回答選択肢「1 必要ない」を選んだ43名、自ら「投票しない」と記入した1名のほか、無回答だった6名（内訳は、②期の DUI 所持者、③期の DUI 所持者と非所持者各1名、および④期の DUI 所持者3名）を含む。明確な「否定的」回答者は、44名と言えるが、ここでは、無回答も含めた。

では、DUI 所持と、実際の本国政治への関心や本国選挙への参加意欲との関係を見る。まず、問 29「あなたは、エルサルバドル国外に居住する国民が、次のどの選挙における投票の権利と機会を持つ必要があると思いますか？1 番以外は、複数回答可能です。」に対する否定的な回答の割合を、DUI 所持者と非所持者で比較する。

否定的な回答者は、渡米年区分に関わりなく回答者全体でみた場合、全体の 26.7%で、[i]DUI 所持者と [ii] 非所持者では、それぞれ 27.6%と 25.4%となり、裏を返せば、何らかの選挙に参加してしかるべきと考える在外国民が 7 割強であることがわかるとともに、DUI 所持か否か自体に本国での選挙に対する関心のなさに大きな違いはみられなかった。しかし、渡米年区分別でみると、DUI 所持者で [i] ②期が 25.7%、[i] ③期 26.7%、[i] ④期 30%、一方、非所持者では [ii] ②期が 28.6%、[ii] ③期 23.5%、[ii] ④期 14.3%となった。興味深いのは、全体平均の 26.7%よりも否定的回答比率が高い集団が、DUI 所持者と非所持者とでは異なっていることである。すなわち、[i] 所持者では④期 2001 年以降の渡米者と、[ii] 非所持者では②期内戦終結以前の渡米者の間で、本国選挙に対する関心が低い傾向が顕著となっている。

②期と③期は、渡米後に DUI の導入があったため、取得するには、本国に行くか、米国での発行が始まった後に、手続きをする必要があった人達である。この集団では、在外国民としての本国政治への参加意識の高い人達が DUI を取得し、逆に、低い人達は取得していない可能性が高い。特に、②期の DUI 非所持者で本国選挙への参加に否定的な回答率が目立つのは、その表れと言えよう。③期は回答者数が少ないため、単純に比較できないが、米国での在留資格の問題等から DUI が取得できないままでいたものの、和平合意と「民主化」された社会を体験したあと渡米した人達であり、DUI の所持・非所持に関わりなく、本国選挙への参加意識は比較的高く維持されていると推測される。④期は、出国以前に DUI が導入されており、所持が前提の社会で暮らしてきたことから、基本的に所持率が高くなっていると考えられる。したがって、④期では DUI を持っていること自体が、在外国民としての本国政治への参加意欲の高さを示しているわけではなさそうである。

3.2 年齢層別傾向

つぎに、今回分析対象とした回答者 187 名について年齢層別に傾向がみられるか検討する。本稿では、アンケート調査を行った 2015 年時点の回答者の年齢を、その 23 年前、内戦が終結した 1992 年時点で 15 歳以下か 16 歳以上かを画期として、前後 17 歳を基本

に年齢層の区分をしている。区分II以下は、1992年当時16歳未満であり、まだ生まれていなかった回答者も含まれる。調査時の年齢は21歳以上56歳以下が全体の7割を占め、表には示していないが区分IVのうち65歳未満が28名であるので、区分Iを含め、全体の85%強が生産年齢人口に相当していた²¹⁾。20才以下の3名は、16歳男性1名と17歳女性2名の全員未成年で、DUIは当然持っていないが、全員取得意志ありとの回答となっている。なお、彼らのうち2名は2014年と2015年に渡米してきており、実質的に渡米年区分では分析対象外であった。

表6をみると、回答者数の少ない区分IとVを除き、どの年齢層でもDUI所持者が非所持者を上回っているが、区分IIIの39～56歳ではその差は小さい。DUIを取得

していない回答者の割合が比較的多い年齢層と言える。区分IVの57～74歳はほぼ全体的な平均レベルであり、区分IIの21～38歳では、所持者が非所持者の倍を占め、所持率の高さが目立つ。DUI所持率を年齢層でみた場合、区分IIの青年層で高くなるのは、62名中47名が渡米年区分でDUI所持率が全体平均を大きく上回った④期に渡米してきており、実際、47名中37名とその所持率は79%弱と非常に高かった。一方、年齢区分別でDUI所持率が全体平均とほぼ同レベルであった区分IVの57～74歳では47名中38名の8割が、渡米年区分別のDUI所持率が全体平均以下の5割前後に留まっていた②期1975～1991年と③期1992～2000年に渡米してきていた。②期③期に渡米してきた区分

表5 エルサルバドル出身者の年齢区分別内訳（アイデンティティ回答者のみ）

年齢区分	回答者数（人）	比率（%）
I 20歳以下	3	2%
II 21～38歳	62	33%
III 39～56歳	67	36%
IV 57～74歳	47	25%
V 75歳以上	2	1%
— 年齢不明	6	3%
合計	187	100%

注：回答者を年齢層別に区分する基準として、内戦が終結した1992年時点で15歳以下か16歳以上かを画期として、前後17歳を基本に年齢区分をしている。20才以下の3名は、16歳男性1名と17歳女性2名の全員未成年で、うち2名は2014年と2015年に渡米してきており、実質的に渡米年区分でも分析対象外であった。

表6 エルサルバドル出身者DUI所持者と非所持者の年齢区分別内訳（アイデンティティ回答者のみ）

DUI所持 年齢区分	有り		無し		回答者合計		
	区分内割合		区分内割合		区分内割合		区分別割合
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	
I 20歳以下	0	0%	3	100%	3	100%	2%
II 21～38歳	44	71%	18	29%	62	100%	33%
III 39～56歳	39	58%	28	42%	67	100%	36%
IV 57～74歳	30	64%	17	36%	47	100%	25%
V 75歳以上	0	0%	2	100%	2	100%	1%
— 年齢不明	3	50%	3	50%	6	100%	3%
合計	116	62%	71	38%	187	100%	100%

注：ここでは、内戦が終結した1992年時点で15歳以下か16歳以上かを画期として、前後17歳を基本に年齢区分をしている。なお、20才以下のDUI所持3名は全員未成年で、取得意志ありとの回答となっている。

Ⅳの38名のDUI所持率は58%弱と、区分Ⅳ全体の64%を6ポイント下回っていた。年齢区分別のDUI所持率が最も低かった区分Ⅲの39～56歳では、67名中46名の7割弱が②期と③期に渡米してきており、この46名の所持率は48%と、区分Ⅲ全体の所持率58%を大きく下回っていた。

これらの結果から、DUI所持率は、年齢層だけでなく、渡米年代が決め手となっていることが伺われる結果となった。したがって、本国選挙への参加を在外国民に保証するためには、DUIが導入される以前に渡米してきた人々にとっては、その取得が大きな障害となっており、彼らの本国政治への参加意欲を確認していく際に、考慮すべき点と言える。すなわち、②期③期に渡米してきた人々の本国政治への参加意欲が高いのか低いのか、それは本国にいた頃と現在とで何か変化がみられるのか、この二点に注目する必要があると考えられる。高い場合、DUIの取得率の相対的低さは障害として認識される度合いが高くなり、参加意欲が低ければ、DUI取得率の低さはその反映と理解できよう。④期に関しては、DUIの有無にも目を配りつつも、在外国民としての本国政治への参加意欲は、本国にいた頃の政治参加姿勢を反映しているのかどうかを確認したい。では、次に、本国政治への参加意欲を直接的に示す質問項目について、渡米年代別の分析を軸に行う。

4 在米エルサルバドル国民の本国政治への参加意欲

ここでは、アンケートの問30「あなたは（中略）、国会議員選出選挙で投票できるとしたら、地元に戻って投票したいですか、或いは、第15県という形で在外サルバドル人共同体を代表する独自の国会議員を持ちたいと思いますか。」という質問に対する回答を分析するが、まずは、問30に対する否定的回答と肯定的回答別の在留資格割合と在留資格別の傾向とを概観しておく。

4.1 在留資格でみる本国政治への参加意欲

まず、問30の回答選択肢は、「1 わからない」、「2 不要」、「3 地元で」、「4 第15県として」、「5 はい、でも別の形で：()」の五択としたが、5を選択した回答者3名のうち1名は4と5両方が必要との回答であった。また、無回答が5名と欄外に「私は投票しない」と記述した回答者が1名いたので、無回答4名は無回答として、「1 わからない」とともに無関心層とし、そして欄外記述者1名は「2 不要」を選択した回答として集

表7 在留資格別の問30 本国国会議員選挙への参与態度に対する回答（①期～⑤期）回答別の在留資格割合

	わからない	無回答	無関心 小計	不要	無関心・ 否定的 意見計	地元議 員	第15県 代表	両方	肯定意 見計	その他	在留資 格別計
1. 二重国籍	13 25%	2 40%	15 26%	11 32%	26 28%	11 31%	21 37%	0 0%	32 34%	0 0%	58 31%
2. 永住権	11 21%	3 60%	14 24%	6 18%	20 22%	9 26%	12 21%	0 0%	21 23%	0 0%	41 22%
往来原則自由 者（1.と2.）	24 45%	5 100%	29 50%	17 50%	46 50%	20 57%	33 58%	0 0%	53 57%	0 0%	99 53%
3. TPS	6 11%	0 0%	6 10%	7 21%	13 14%	2 6%	7 12%	1 100%	10 11%	1 50%	24 13%
4. DACA	2 4%	0 0%	2 3%	0 0%	2 2%	1 3%	0 0%	0 0%	1 1%	0 0%	3 2%
6. その他	3 6%	0 0%	3 5%	1 3%	4 4%	1 3%	0 0%	0 0%	1 1%	0 0%	5 3%
X. 在留資格不 明	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	1 3%	1 2%	0 0%	2 2%	0 0%	2 1%
XX. 在留資格な し	18 34%	0 0%	18 31%	9 26%	27 29%	10 29%	16 28%	0 0%	26 28%	1 50%	54 29%
往来制限・不 可者（3.～XX.）	29 55%	0 0%	29 50%	17 50%	46 50%	15 43%	24 42%	1 100%	40 43%	2 100%	88 47%
サルバドル国 籍（2.～XX.）	40 75%	3 60%	43 74%	23 68%	66 72%	24 69%	36 63%	1 100%	61 66%	2 100%	129 69%
回答別計	53 100%	5 100%	58 100%	34 100%	92 100%	35 100%	57 100%	1 100%	93 100%	2 100%	187 100%

注：問12-b)で具体的な在留資格を尋ねているが、選択肢「5.DAPA」には回答者がなかったため、表には含めなかった。「6.その他」には、永住権申請中や庇護申請中の回答者などが含まれる。「X.在留資格不明」は、米国籍を持たず、問12-a)で何らかの在留資格有と回答しながら、同問-b)で具体的な資格を回答していない回答者を指す。「XX.在留資格なし」は、問12-a)で在留資格がないと回答した回答者を指す。

計した。無関心層と「不要」選択者を否定的回答グループ、残りを肯定的回答グループとして小計を加えたのが「表7 在留資格別の問30 本国国会議員選挙への参与態度に対する回答（①期～⑤期）回答別の在留資格割合」と同在留資格毎の回答傾向「表8」である。

表7では、分析対象者187名全体の在留資格別の割合に比して、回答母数の少ない回答選択肢内の比率は考慮に値しないが、問30に対する否定的回答と肯定的回答の割合の高低が確認できる。これによると、二重国籍者全体の比率が31%であるのに対して、無関心・否定的回答者の占める割合が3ポイント低く、肯定的回答者は逆に3ポイント高くなっている。また、二重国籍者では、地元議員の選出に比して在外コミュニティ代表の選出に関心がある回答が特に高い傾向がわかる。全体で見ても、肯定的回答者のうち6割が地元の国会議員選出よりも在外コミュニティ代表選出に関心があることがわかった。永住権保持者では、永住権保持者全体の比率22%に対して、肯定的回答も否定的回

表 8 在留資格別の問 30 本国会議員選挙への参与態度に対する回答（①期～⑤期）在留資格毎の回答傾向

	わからない	無回答	無関心 小計	不要	無関心・ 否定的 意見計	地元議 員	第 15 県 代表	両方	肯定意 見計	その他	在留資 格別計
1. 二重国籍	13 22%	2 3%	15 26%	11 19%	26 45%	11 19%	21 36%	0 0%	32 55%	0 0%	58 100%
2. 永住権	11 27%	3 7%	14 34%	6 15%	20 49%	9 22%	12 29%	0 0%	21 51%	0 0%	41 100%
往来原則自由 者（1. と 2.）	24 24%	5 5%	29 29%	17 17%	46 46%	20 20%	33 33%	0 0%	53 54%	0 0%	99 100%
3. TPS	6 25%	0 0%	6 25%	7 29%	13 54%	2 8%	7 29%	1 4%	10 42%	1 4%	24 100%
4. DACA	2 67%	0 0%	2 67%	0 0%	2 67%	1 33%	0 0%	0 0%	1 33%	0 0%	3 100%
6. その他	3 60%	0 0%	3 60%	1 20%	4 80%	1 20%	0 0%	0 0%	1 20%	0 0%	5 100%
X. 在留資格不 明	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	1 50%	1 50%	0 0%	2 100%	0 0%	2 100%
XX. 在留資格な し	18 33%	0 0%	18 33%	9 17%	27 50%	10 19%	16 30%	0 0%	26 48%	1 2%	54 100%
往来制限・不 可者（3. ～ XX.）	29 33%	0 0%	29 33%	17 19%	46 52%	15 17%	24 27%	1 1%	40 45%	2 2%	88 100%
サルバドル国 籍（2. ～ XX.）	40 31%	3 2%	43 33%	23 18%	66 51%	24 19%	36 28%	1 1%	61 47%	2 2%	129 100%
回答別計	53 28%	5 3%	58 31%	34 18%	92 49%	35 19%	57 30%	1 1%	93 50%	2 1%	187 100%

注：問 12-b) で具体的な在留資格を尋ねているが、選択肢「5.DAPA」には回答者がなかったため、表には含めなかった。「6. その他」には、永住権申請中や庇護申請中の回答者などが含まれる。「X. 在留資格不明」は、米国籍を持たず、問 12-a) で何らかの在留資格有と回答しながら、同問 -b) で具体的な資格を回答していない回答者を指す。「XX. 在留資格なし」は、問 12-a) で在留資格がないと回答した回答者を指す。

答も比率的にはまったく同じだったが、はっきりと「不要」という回答者の比率が低かった。一方、TPS などの正式な在留資格がなく、本国へ自由に渡航することができない移民達では、二重国籍者の場合と逆で、在留資格別全体比率よりも肯定的回答は 4 ポイント低く、否定的回答は 3 ポイント高く、絶対数でも否定的回答者の方が若干多くなっていた。永住権保持者を含めたサルバドル国籍だけの回答者の中での割合でもほぼ同じ傾向が示されていた。すなわち、二重国籍者でのみ、はっきりと肯定的回答者の割合が高くなっていることがわかった。

この傾向は、表 8 の在留資格毎の回答傾向をみると、さらによくわかる。全体では、若干、肯定的回答の方が上回っているものの、永住権者でほぼ拮抗しているほかは、他の正式な在留資格を持たない「往来制限・不可」の回答者では否定的回答者の割合が肯定的回答者の割合を 7 ポイント上回っていた。

まとめると、他の集団に比して、二重国籍者の国会議員選挙への参加意欲が比較的高いことと、肯定的回答者の中では、二重国籍者も永住権保持者も正式な在留資格のない回答者も、国会議員に関しては、在外コミュニティを代表する議員の選出を望む回答が多いことがわかった。

4.2 渡米年代別の本国政治への参加意欲

次に、DUIの所持・非所持を軸にして、渡米年代別に問30に対する回答を分析する。

全体としてみた場合、DUI所持者に占める否定的回答の比率（45%）は、DUI非所持者の否定的回答率（49%）より低く、それぞれのグループの無回答者を無関心層として否定的回答に加えても、DUI所持者の47%に対して非所持者52%と同様の傾向を示してお

表9 エルサルバドル出身者 DUI 所持者と非所持者の本国国会議員選挙に対する参与姿勢と意欲（アイデンティティ回答者のみ）

問30 回答分類	DUI所持		[i] 有り		[ii] 無し		小計	
	分類内 割合	回答者数	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)
	DUI有無別割合		(%)	(%)			(%)	
1. わからない			66%	35	34%	18	100%	53
			30.2%		25.4%		28.3%	
2. 不要			50%	17	50%	17	100%	34
			14.7%		23.9%		18.2%	
否定的回答（1.と2.）小計			59.8%	52	40.2%	35	100%	87
			44.8%		49.3%		46.5%	
3. 出身県の代表者を選出			74.3%	26	25.7%	9	100%	35
			22.4%		12.7%		18.7%	
4. 在外国民枠の代表者を選出			59.6%	34	40.4%	23	100%	57
			29.3%		32.4%		30.5%	
両方とも必要			0%	0	100%	1	100%	1
			0.0%		1.4%		0.5%	
肯定的回答（3.と4.と3.4.）小計			64.5%	60	35.5%	33	100%	93
			51.7%		46.5%		49.7%	
5. その他			50%	1	50%	1	100%	2
			0.9%		1.4%		1.1%	
無回答			60%	3	40%	2	100%	5
			2.6%		2.8%		2.7%	
合計			62%	116	38%	71	100%	187
			100%		100%		100%	

注：問30では、仮定の話として、在外国民としてエルサルバドルの国会議員選挙で投票できるとしたら、出身県を代表する地元の国会議員を選びたいか、それとも在外国民を代表する国会議員を選出したいかを、「わからない」、「どちらも必要ない」という選択肢とともに尋ねている。

り、逆に、肯定的回答の比率は、DUI 所持者（52%）が非所持者（46%）より高くなっている。これは、当然の傾向と理解できるが、興味深いのは次の2点である。

まず、① DUI 所持者の否定的回答の内訳をみると、「不要」（15%）に対して、「わからない」という消極的な否定（30%）が圧倒的に多く、DUI 非所持者でも、「不要」（24%）と「わからない」（25%）とほぼ拮抗しており、全体としても、消極的な否定の割合の方が高いことである。これは、否定的回答を選択した人々の6割、すなわち、否定的回答をした DUI 所持者の7割近くと、否定的回答をした DUI 非所持者の約半分が、本国選挙への参与について単に現実味を感じていないことを表している可能性を示す結果とも言える。実際に、在外国民として投票権が行使できるべきと考える本国選挙の種類を選んでもらった問29に対する回答では、「不要」とする明確な否定的回答は187人中44人だったのに対して、問30での明確な否定的回答は34人と少なくなっている。また、問29では、少なくとも大統領選挙での投票を当然と考える回答が187人中133人あったが、在外国民として国会議員選挙にも投票できるようにすべきという選択肢を選んだ回答数は68人に留まっていた。これに対して、問30で肯定的回答が93名と増えていることと、「不要」とする回答者数が減り、「わからない」を選択する回答者がたくさん出たことを勘案するならば、法制度上も何も準備が整っていない国会議員選挙についてはあまり考えたことがない回答者が多かったとみることができよう。

次に、②肯定的回答の内訳、すなわち、出身県の代表者を選出したいか、在外国民枠の代表者を選出したいかという、在外国民としての国会議員選挙への関わり方に対する回答では、全体で19%対30%、DUI 所持者で22%対29%、非所持で13%対32%となり、在外国民枠の代表者を選出することを希望する回答の方が多いことがわかった。この傾向は、DUI の所持・非所持に関わらず、同じではあるものの、DUI 非所持者の間でその比率は高く、出身県代表者の選出を希望する人達の倍以上となっている。これについては、もう少し詳しく、DUI の所持・非所持を軸にした渡米年代別に問30に対する回答にみられる傾向を、確認する中で検証する。

では、表10でDUI の所持・非所持を軸にして、渡米年代別に問30に対する回答を確認する。年代別にみる場合は、サンプル数の少ない①期と⑤期を除外し、②期～④期のみを対象とする。この時期の全体的傾向は、①期～⑤期分の187名で確認してきた傾向とほぼ同じなので、直接、②期～④期の数字だけをまとめた表10をみる。ここからは、DUI 所持・非所持全体の傾向に、まず、大きな特徴があることがわかる。②期（1975～1991年）では、全体的傾向と同じで、否定的回答（43%）よりも肯定的回答（54%）が多

いのに対して、③期（1992～2000年：44%）と④期（2001～2013年：47%）では、逆転している。特に、②期の肯定的回答比率の高さに対して、③期の低さが目立つ。次に、肯定的回答の内訳、すなわち、出身県代表か在外国民権代表かの選好については、どの年代も全体でみれば、在外国民権代表を選びたいという回答が多く、すべての年代平均と同じ傾向を示しているが、DUI所持・非所持別にみても、唯一、②期のDUI所持者のみ出身県代表選出を選好する率が高いことがわかった。今回の調査では、渡米年代別では、本国の国会議員選挙への参加意欲は②期で明らかに高く、③期ではDUIの所持・非所持に関係なく、出身県代表よりも在外国民権代表を選びたいと考える人の割合が圧倒的に高い傾向がみられた。④期でもその傾向は同じでDUIの所持・非所持に関係なく、在外国民権代表を選びたいと考える人の割合が高く、全体としてみた場合、肯定的回答をしたDUI非所持者ではすべての渡米年代（②期：14%対37%；③期：6%対35%；④期：7%対21%；②～④期：11%対33%；①期～⑤期：13%対32%）で在外国民権代表を選好する回答が多くなっていた。特に、②期のDUI非所持者と③期のDUI所持者及び非所持者でその比率が高いことから、肯定的回答をしたDUI非所持者は、国会議員に関しては、出身県代表よりも在外国民権代表を選ぶことを好む傾向が特に強いと言える。②期のDUI所持者については、出身県代表を選びたいと考える回答者の比率が高いのは、彼らの多くが本国とのつながりを特に意識している二重国籍者や永住権保持者であるか、実際に本国住所のDUIを持っている可能性も、背景にあるかも知れない。そこで、出身県代表を選びたいと答えた②期の17名のうち、DUI所持者11名を確認したところ、実際に、6名が二重国籍者で、5名が永住権保持者であったが²²⁾、そのうち、本国住所のDUIを持っていたのは2名だけで、DUIの登録住所はあまり関係なかった。

ここでは、出身県代表を選びたいと答えた②期のDUI所持者11名の共通点を指摘しておく。それは、②期の渡米者の多くが内戦という異常事態の中で半ば強制的に地元を離れざるを得なかったという事情が、彼らの地元への愛着を一層強めているのではないかという点である。特に、彼らのうちで現在DUIを所持している人というのは、DUIという新しい身分証制度に対応して、自ら積極的にDUIを取得した人ということであり、本国との関わりを意識しながら国外で暮らし続けてきた人達である可能性が高い。そんな彼らの中に、在外国民権代表よりも地元の代表に固執する人が多くいても不思議ではないとも考えられる。

表 10 エルサルバドル出身者 DUI 所持者と非所持者の渡米年代別の本国国会議員選挙に対する参与姿勢と意欲（アイデンティティ回答者のみ）

問 30 回答 分類	渡米年 区分		② 1975～1991年						③ 1992～2000年						④ 2001～2013年					
	DUI所持		[i] 有り		[ii] 無し		小計		[i] 有り		[ii] 無し		小計		[i] 有り		[ii] 無し		小計	
	分類 内 割合	回答 者数	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)
	DUI有無 別渡米年 区分内の割 合																			
1. わからない			68.8%	11	31.3%	5	100%	16	55.6%	5	44.4%	4	100%	9	70.8%	17	29.2%	7	100%	24
			31.4%		14.3%		22.9%		33.3%		23.5%		28.1%		28.3%		50.0%		32.4%	
2. 不要			28.6%	4	71.4%	10	100%	14	42.9%	3	57.1%	4	100%	7	76.9%	10	23.1%	3	100%	13
			11.4%		28.6%		20.0%		20.0%		23.5%		21.9%		16.7%		21.4%		17.6%	
否定的回答 (1., 2.) 小計			50%	15	50%	15	100%	30	50%	8	50%	8	100%	16	73.0%	27	27.0%	10	100%	37
			42.9%		42.9%		42.9%		53.3%		47.1%		50.0%		45.0%		71.4%		50.0%	
3. 出身県代表者 を選出			68.8%	11	31.3%	5	100%	16	50%	1	50%	1	100%	2	92.9%	13	7.1%	1	100%	14
			31.4%		14.3%		22.9%		6.7%		5.9%		6.3%		21.7%		7.1%		18.9%	
4. 在外国民枠代 表者を選出			38.1%	8	61.9%	13	100%	21	50%	6	50%	6	100%	12	85.7%	18	14.3%	3	100%	21
			22.9%		37.1%		30.0%		40.0%		35.3%		37.5%		30.0%		21.4%		28.4%	
両方とも必要			0%	0	100%	1	100%	1	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0
			0.0%		2.9%		1.4%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	
肯定的回答 (3., 4., 両方) 小計			50%	19	50%	19	100%	38	50%	7	50%	7	100%	14	88.6%	31	11.4%	4	100%	35
			54.3%		54.3%		54.3%		46.7%		41.2%		43.8%		51.7%		28.6%		47.3%	
5. その他			—	0	—	0	—	0	0%	0	100%	1	100%	1	100%	1	0%	0	100%	1
			0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		5.9%		3.1%		1.7%		0.0%		1.4%	
無回答			50%	1	50%	1	100%	2	0%	0	100%	1	100%	1	100%	1	0%	0	100%	1
			2.9%		2.9%		2.9%		0.0%		5.9%		3.1%		1.7%		0.0%		1.4%	
合計			50%	35	50%	35	100%	70	47%	15	53%	17	100%	32	81.1%	60	18.9%	14	100%	74
			100%		100%		100%		100%		100%		100%		100%		100%		100%	

注：表9と同じく、仮定の話として、在外国民としてエルサルバドルの国会議員選挙で投票できるとしたら、出身県を代表する地元の国会議員を選びたいか、それとも在外国民を代表する国会議員を選出したいかを、「わからない」、「どちらも必要ない」という選択肢とともに尋ねた問30に対する回答を、DUIの所持・非所持別に、さらに渡米年代区分ごとに比較したものである。

4.3 渡米年代別の本国での投票経験と頻度

次に、移民してくる前の本国在住中に国政または地方選挙、或いはその両方で投票していたかを尋ねた問35-a)に対する回答を、まずは、すべての渡米年代を含めた187名の傾向を表11でみる。回答は、「1. はい、すべての選挙で」、「2. はい、ほとんどすべての選挙で」、「3. はい、半々の割合で」、「4. はい、でもほとんど行かなかった」、「5. いいえ、まったく」、「6. 未成年だった」、「7. その他」の7つの選択肢から選んでもらった。何の記述もない「その他」が2名と無回答が6名あったので、179名が有効な回答となるが、全体としては大きく影響しないので、表には187名全員に占める割合を記してある。そ

表 11 エルサルバドル出身者 DUI 所持者と非所持者の渡米年代別の本国での投票経験と頻度（アイデンティティ回答者のみ）

問 35 回答分類	DUI 所持		[i] 有り		[ii] 無し		小計	
	分類内 割合	回答者 数	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)
			DUI 有無別割合					
1. はい, すべての選挙で			67.9%	55	32.1%	26	100%	81
			47.4%		36.6%		43.3%	
2. はい, ほとんどすべての選挙で			60%	3	40%	2	100%	5
			2.6%		2.8%		2.7%	
積極的投票者 (1. と 2.) 小計			67.4%	58	33%	28	100%	86
			50%		39.4%		46%	
3. はい, 半々の割合で			94.7%	18	5.3%	1	100%	19
			15.5%		1.4%		10.2%	
4. ほとんど行かなかった			100%	4	0%	0	100%	4
			3%		0%		2%	
5. いいえ, まったく			48%	12	52%	13	100%	25
			10%		18%		13%	
棄権・無関心者 (4. と 5.) 小計			55%	16	45%	13	100%	29
			14%		18%		16%	
6. 未成年だった			40%	18	60%	27	100%	45
			15.5%		38%		24.1%	
7. その他			100%	2	0%	0	100%	2
			1.7%		0%		1.1%	
無回答			66.7%	4	33.3%	2	100%	6
			3.4%		2.8%		3.2%	
合計			62%	116	38%	71	100%	187
			100%		100%		100%	

注：DUI の所持・非所持と本国在住時の政治参加態度との関係を推し量るために、移民して来る前のエルサルバドルでの国政・地方選挙での投票頻度を尋ねた問 35-a) に対する回答を参照したものである。

のうち、24%が「未成年」であった。予備的情報であるが、「その他」と無回答は別として、回答種類別では、この「6. 未成年だった」のみで、DUI 非所持者（27名）が DUI 所持者（18名）の数を大きく上回っていた。「5. いいえ, まったく」という回答者でも、僅差ではあるが、DUI 非所持者の数が所持者よりも多く、非所持率が高いことがわかった。

全体的傾向に戻ると、選択肢 1. と 2. の「積極的投票者」が 86名で 46%、投票習慣があると考えられる選択肢 3. も含めると 105名で 56%であるのに対して、選択肢 4. と 5. の「棄権・無関心者」は 29名で 16%となっている。表に数字は示していないが、その他や無回答及び「未成年者」を除く回答者だけで見ると、比率では、「積極的投票者」64%（「投票習慣有り」では 78%）に対して「棄権・無関心者」22%となり、圧倒的に投票に

参加していた回答者が多いことがわかった。これは、2004年の本国大統領選挙での投票率 67.34% や 2009年の 69.92%, 2014年の 63.6% と比較した場合²³⁾, ほぼ平均的な結果と言える数値でもある。また、その他や無回答及び「6. 未成年だった」を除く回答者だけの合計 134名の DUI 所持・非所持の割合 (68.7% 対 31.3%) と比較して、「積極的投票者」と「投票習慣有り」, 「棄権・無関心者」それぞれの DUI 所持・非所持の割合を比較すると、「積極的投票者」では DUI 所持・非所持 (67% 対 33%) は大差ないが、選択肢 3. を加えた「投票習慣有り」では DUI 所持・非所持 (72% 対 28%), そして「棄権・無関心者」では DUI 所持・非所持 (55% 対 45%) となり、それぞれ際立つ傾向がみられた。すなわち、投票習慣があると思われる回答者では明らかに DUI 所持率が高く、逆に、本国で選挙に無関心或いは棄権してきた回答者では DUI 所持者の割合 (55%) が全体の 68.7% に比べて相対的に低く、非所持者の割合 (45%) が同じく全体の 31.3% に比べて相対的に高いことがはっきりわかった。したがって、DUI を現在持っていないの方が、本国にいた時から政治参加の面では消極的だった人が多い傾向は確かにあるようである。

あらためて DUI 所持者と非所持者とを別々にみても、187名全体では、DUI 所持者で「積極的投票者」が 58名で 50%, 選択肢 3. を含めた投票習慣のある回答者全体では 76名で 66%, 「棄権・無関心者」は 16名で 14% となっており、DUI 非所持者ではそれぞれ 28名で 39% と 29名で 40% に対して、13名で 18% となっている。DUI 所持者と非所持者では傾向として、所持者の方が本国に在中の選挙への参加度が高いことがわかる。その他や無回答及び「6. 未成年だった」を除く回答者だけでみると、DUI 所持者で「積極的投票者」58名は 63%, 「投票習慣有り」76名は 83% に対して、「棄権・無関心者」16名は 17% となり、DUI 非所持者ではそれぞれ 28名 67% と 29名 69% に対して、13名 31% と、投票に行く習慣のある人とならない人の差がさらに大きいことがわかる。

まとめると、DUI の有無に関わらず、本国にいた頃に選挙権のあった人達は投票経験がある方がかなり多いこと、そして、移民前に同じく選挙権のあった DUI 所持・非所持で比べると、「積極的投票者」の場合は DUI 所持・非所持では大差なく、むしろ非所持者の中に占める積極的投票者の比率が高いくらいであったが、投票習慣のある回答者全体は、DUI 所持者中の比率の方がかなり高くなり、「棄権・無関心者」は、DUI 非所持者中の比率が DUI 所持者中の比率に比べて相対的にかなり高くなっていた。

次に、これを渡米年代別でみる。「積極的投票者」と「投票習慣有り」や「棄権・無関心者」などの本国にいた頃に選挙権のあった人達だけでなく、「未成年」を含む全体でみると、分析対象の渡米年代区分ごとの特徴として、DUI 所持・非所持合計では、「未成年」

の割合で187名全体での割合より高い水準にあるのは、②期（1975～1991年）だけとなる。これをDUI所持（116名）・非所持（71名）別にみても、DUI所持者では③期の「未成年」の割合が20%で、①期～⑤期平均のDUI所持者中の「未成年」16%に対して若干高くなる一方、DUI非所持者では②期と④期の「未成年」の割合が①期～⑤期平均のDUI非所持者中の「未成年」38%に対してそれぞれ40%と43%と高くなっていた。したがって、DUI非所持者の中で移民前に未成年が目立っていたのは、この二つの時期の渡米者の傾向を反映していることがわかった。

では、ここでは、初めから、②期～④期176名中その他や無回答及び「未成年」の48名を除く回答者128名に絞り、「投票習慣有り（回答分類1.+2.+3.）」と「棄権・無関心者（回答分類4.+5.）」に注目して渡米年代別の回答傾向を確認しておきたい。表の中の数字をそこだけ集計し直すと、以下のようになる。②期合計では、合計48名のうち「投票習慣有り」は37名で77%、「棄権・無関心者」11名で23%、③期では、合計24名のうち「投票習慣有り」は19名で79%、「棄権・無関心者」5名で21%、④期では、合計56名のうち「投票習慣有り」は43名で77%、「棄権・無関心者」13名で23%となる。当然、どの渡米年代区分でも「投票習慣有り」が圧倒的に多くなっているとともに、「投票習慣有り」では、それぞれの渡米年代区分内でDUI所持・非所持別割合も圧倒的にDUI所持者の割合が高くなっている。逆に「棄権・無関心者」の渡米年代区分別のDUI所持・非所持別の割合をみても、DUI所持者の割合は②期（5:6）と③期（2:3）では非所持者よりも若干少ないのに対して、④期（9:4）でのみ逆に大幅にDUI所持者の割合が高くなっている。しかし、④期については、DUI所持が前提となる人々の割合が高いため、それだけで、DUI所持者の中に占める「棄権・無関心者」の割合の高さを示しているわけではない。

このことは、渡米年代区分ごとのDUI所持・非所持者の中に占める回答傾向別の割合をみても、はっきりわかる。②期のその他や無回答及び「未成年」を除くDUI所持者28名のうち、「投票習慣有り」は23名で82%、「棄権・無関心者」は5名で18%、DUI非所持者20名のうち、「投票習慣有り」は14名で70%、「棄権・無関心者」は6名で30%。③期では、DUI所持者11名のうち、「投票習慣有り」は9名で82%、「棄権・無関心者」は2名で18%、DUI非所持者13名のうち、「投票習慣有り」10名で77%、「棄権・無関心者」は3名で23%。④期では、DUI所持者48名のうち、「投票習慣有り」は39名で81%、「棄権・無関心者」は9名で19%、DUI非所持者8名のうち、「投票習慣有り」は4名で50%、「棄権・無関心者」も4名で50%となっている。

表 12 エルサルバドル出身者 DUI 所持者と非所持者の渡米年代別の本国での投票経験と頻度（アイデンティティ回答者のみ）

問 35 回答 分類	渡米年区分	② 1975～1991 年						③ 1992～2000 年						④ 2001～2013 年						
		DUI 所持		[ii] 無し		小計		DUI 所持		[ii] 無し		小計		DUI 所持		[ii] 無し		小計		
	分類 内 割合	回答 者数	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)
	DUI 有無 別渡米年 区分内割合																			
1. はい、すべての選挙で		51.7%	15	48.3%	14	100%	29	46.2%	6	53.8%	7	100%	13	88.2%	30	11.8%	4	100%	34	
		42.9%		40%		41.4%		40%		41.2%		40.6%		50%		28.6%		45.9%		
2. はい、ほとんどすべての選挙で		100%	2	0%	0	100%	2	0%	0	100%	2	100%	2	100%	1	0%	0	100%	1	
		5.7%		0%		2.9%		0%		11.8%		6.3%		1.7%		0%		1.4%		
積極的投票者 (1., 2.) 小計		54.8%	17	45.2%	14	100%	31	40%	6	60%	9	100%	15	88.6%	31	11.4%	4	100%	35	
		48.6%		40%		44.3%		40%		52.9%		46.9%		51.7%		28.6%		47.3%		
3. はい、半々の割合で		100%	6	0%	0	100%	6	75%	3	25%	1	100%	4	100%	8	0%	0	100%	8	
		17.1%		0%		8.6%		20%		5.9%		12.5%		13.3%		0%		10.8%		
4. ほとんど行かなかった		100%	1	0%	0	100%	1	—	0	—	0	—	0	100%	3	0%	0	100%	3	
		2.9%		0%		1.4%		0%		0%		0%		5%		0%		4.1%		
5. いいえ、まったく		40%	4	60%	6	100%	10	40%	2	60%	3	100%	5	60%	6	40%	4	100%	10	
		11.4%		17.1%		14.3%		13.3%		17.6%		15.6%		10%		28.6%		13.5%		
棄権・無関心者 (4., 5.) 小計		45.5%	5	54.5%	6	100%	11	40%	2	60%	3	100%	5	69.2%	9	30.8%	4	100%	13	
		14.3%		17.1%		15.7%		13.3%		17.6%		15.6%		15%		28.6%		17.6%		
6. 未成年だった		26.3%	5	73.7%	14	100%	19	50%	3	50%	3	100%	6	62.5%	10	37.5%	6	100%	16	
		14.3%		40%		27.1%		20%		17.6%		18.8%		16.7%		42.9%		21.6%		
7. その他		100%	1	0%	0	100%	1	100%	1	0%	0	100%	1	—	0	—	0	—	0	
		2.9%		0%		1.4%		6.7%		0%		3.1%		0%		0%		0%		
無回答		50%	1	50%	1	100%	2	0%	0	100%	1	100%	1	100%	2	0%	0	100%	2	
		2.9%		2.9%		2.9%		0%		5.9%		3.1%		3.3%		0%		2.7%		
合計		50%	35	50%	35	100%	70	46.9%	15	53.1%	17	100%	32	81.1%	60	18.9%	14	100%	74	
		100%		100%		100%		100%		100%		100%		100%		100%		100%		

注：表 11 と同じく、移民してくる前のエルサルバドルでの国政・地方選挙での投票頻度を尋ねた問 35-a) に対する回答をもとに、DUI の所持・非所持と本国在住時の政治参加態度との関係を、さらに渡米年代区分ごとに比較したものである。

すなわち、DUI 所持者の中に占める「投票習慣有り」の割合は、②期も③期も④期も 81～82% とほぼ同じであることが明確に表れている一方、DUI 非所持者では、②期と③期で「投票習慣有り」の割合がそれぞれ 70% と 77% と比較的高いものに対して④期でのみ「投票習慣有り」と「棄権・無関心者」が半々という際立つ傾向がみられた。ここから、②期と③期では DUI を持っていないことは政治参加への意欲の低さとは必ずしも結びつかないが、④期で DUI を持っていないことは、本国にいる頃から政治参加に意欲的でなかったことを示す可能性が高いことが指摘できよう。

5 渡米年代別分析から浮かび上がる在外国民の本国選挙参加をめぐる課題

サルバドル国民にとって公職選挙における投票は権利であって義務ではない。したがって、本国における投票頻度や習慣は、基本的に政治参加意欲の強度と捉えても構わないと考えられる。政治参加に対する意欲という観点で、渡米年代区分ごとの傾向を振り返ると、②期と③期では、DUIの有無に関わりなく、少なくとも本国にいた頃については、平均的な投票率以上を示していることから、DUI非所持者においても政治参加意欲は低いわけではない一方で、④期ではDUI所持者については②期・③期と同水準であるものの、DUI非所持者については、②期・③期に比べると明らかに低い傾向が示されている。

以上のことから、DUIについて言えば、(i) ②期・③期で現在持っていない人達の中にも、本国にいた頃は政治参加意欲が高かった人が多いこと、(ii) ④期のDUI非所持者については、政治参加意欲のある回答者は50%にとどまり、政治参加意欲が高い人の比率は他の渡米年代区分に比べてかなり低いこと、がわかった。

(i) から言えることは、在外国民の政治参加を通して本国への帰属意識の持続・強化・継承を促すためには、政治参加の前提となるDUIの取得に関して、改善の余地が残っているということである。②期・③期の回答者の中には、取得にかかる時間と労力と費用が原因で断念している場合も多く、DUI取得や更新手続きの効率化や利便性を向上させる必要があると思われる。実際、アンケート調査時にDUIを所持していない理由として、②期の回答者1名と③期の回答者2名が、「(手続きに)問題がいっぱいある」、「面接ができていない」、「米国内でのDUIの発行業務が中断されていたから」と記入していたほか、筆者自身が調査時にも別の回答者から「2014年選挙の時は間に合わなかった」、「時間がかかり過ぎて、割に合わない」などの不満の声を聞いている。

(ii) からは、近年の移住者には、DUI非所持者の比率は少ないものの、政治的無関心層の割合が着実に高まっているように見え、彼らの本国への帰属意識は少なくとも政治参加を通して強化されるかどうか不透明さが拡大していると言わざるを得ない。今後も、NGOや市民社会組織、国際機関などからは、在外国民の本国政治への参加手段として、大統領選挙だけでなく、国会議員選挙に関しても要求が高まる可能性が高いものの、「有効需要」が必ずしも拡大していくとは限らないという可能性も視野に入れておく必要があるだろう。

もっとも、国民の権利として選挙権行使を在外国民にも認める必要があるという論理

は、全世界的にもラテンアメリカ地域にも拡大傾向にあり、その流れは勢いを増しているのが現状である²⁴⁾。エルサルバドルでは2016年12月に最高裁判所が在外国民の公民権の行使は完全に保証されるべきであるという判決を下した。これは、在外国民の完全なる選挙権行使を実現するための国会議員の無作為を告発する形で2012年12月に提訴された裁判に対する最高裁の判断であるが、在外国民に対して、国会議員や市長選挙での投票だけでなく、立候補まで認めるという主張が公式に認められたとされている²⁵⁾。こうした主張を展開してきている NGO などは、もともとすべての本国選挙での在外国民の投票を可能にする必要があると訴えているが、費用対効果はもちろん、果たして実際に必要なかどうかも含めて、慎重な議論が必要であろう。

今回のアンケート調査結果からは、回答者の圧倒的多数のコンセンサスとしては、大統領選挙がまず挙げられる一方、問30に対する回答では国会議員選挙についてもかなりの参加希望があった。ただ、大統領選挙以外に関しては、単独でそれを望む声はほとんどなく、大統領選挙に付随して複数回答の選択肢に挙げられている場合が大半であった。国会議員の選出方法については、在外国民の代表を選出するという選択肢を選んだ回答者が一番多かった。実際、これが一番現実的でもあろう。

6 まとめ

本稿では、DUIの所持率については、年齢層や教育水準よりも、渡米年代別にみることに注目し、②期(1975～1991年)及び③期(1991～2000年)と④期(2001～2013年)とで大きな差がみられることを確認した。②期や③期の人々は、エルサルバドルを離れた後に、身分証と選挙登録証のDUIへの切り替えを経験している人達である。彼らがDUIを取得するためには、自ら本国に赴くか、米国内における発行業務が開始された後に数が限られたDUICENTRO 或いは領事館に自ら赴いて取得手続きをする必要があった。このような状況下で自ら積極的に取得手続きを行う人達というのは、もともと政治参加にもある程度意識の高い人達である蓋然性が高いことが推測できた。一方で、④期の人々は、DUI取得が前提の社会で暮らした経験があることから、基本的に所持率が高い傾向があり、DUI所持自体は、本国政治への参加意欲の高さに結びついていないことが分かった。

現時点での政治参加意欲に関しては、在外国民として本国のどの選挙での投票権を行使する権利と機会があるべきかを尋ねた問29、国会議員選挙で投票できるなら、地元の

国会議員か在外国民枠を代表する国会議員かどちらが必要かを尋ねた問 30、過去の政治参加意欲については、本国での選挙参加頻度を尋ねた問 35 で、DUI の所持・非所持を軸に渡米年代別に確認した。結果としては、②期・③期で現在持っていない人達の中にも、本国にいた頃は政治参加意欲が高かった人が多いこと、そして、④期の DUI 非所持者については、政治参加意欲が高い人の比率は他の渡米年代区分に比べてかなり低いこと、がわかった。

また、今回分析対象とした 187 人が参加を認められるべき選挙として選択した内訳を示すと、中米議会議員が 64 人、国会議員が 68 人、市会構成員が 69 人、大統領選挙が 133 人という結果で、圧倒的に大統領選挙が高かった。大統領選挙が圧倒的だったのは、法制度上、実際に認められるようになっていたことも反映しているかも知れないが、在外国民として、大統領選出の権利は与えられてしかるべきと 7 割の回答者が考えていることがわかった。地元志向が強いとされるサルバドル人も、在外国民として本国政治に関わる場合は、地元の市会構成員や国会議員ではなく、大統領選出に関心があるということを示している。また、問 30 で望ましい国会議員選挙の形態を尋ねたところ、DUI の有無に関係なく全体としては、地元の国会議員ではなく、在外国民代表を選びたいという回答の方が多かったことも、国民と国家の新たな関係性を模索する必要性を示している。

これらは、ディアスポラと称されるほどの規模を有する在外サルバドル国民が本国政治に関わっていく際に考慮されるべき視点として、大きな意味を持つものと言えよう。

最後に、二重国籍者や永住権保持者で本国の DUI を所持している人々にとっての、現行の国外投票制度の持つ問題点を指摘しておきたい。拙稿（2015）で示したように、現行の国外投票制度は、大統領選挙に限られ、実際に投票するための要件として、国外住所で登録した DUI を持っていること、選挙のたびに国外郵送投票を行うための有権者登録名簿に自ら登録申請を行うことが必要となっている。基本的に本国との往来が自由にできる二重国籍者や永住権保持者の中には、地元に戻って DUI を取得し、これまでも選挙に参加してきた人達が実際にいることも周知の事実である。彼らが国外投票制度で投票するためには、DUI の切り替えが必要であること、参加できる選挙が大統領選挙に限定されてしまうこと、選挙のたびに国外郵送投票者用の名簿に自ら登録しないとイケないこと、など、いくつかのデメリットが存在している。今後、国会議員についても何等かの形で国外投票が認められるようになったとしても、DUI の切り替えがスムーズに進むのかどうか、予測は付かない。今回の調査結果では、DUI 所持者は 187 名中 116 名で、そのうち本国の住所を登録しているのが 54 名とほぼ半数であったが、その中で二重国籍

と永住権保持者は 32 名いた。これら 32 名のうち、積極的な意志で本国住所の DUI を取得している理由を選んだのは 21 名で、これには、「出身地との繋がりが大切」8 名（②期 5 名・③期 1 名・④期 2 名）、「いつでも帰国して更新できる」6 名（①期 1 名・②期 2 名・④期 3 名）、「繋がり」と「いつでも更新」の複数回答が 1 名（②期）、「いつでも更新」とその他の複数回答が 1 名（②期）、「すべての選挙で投票したい」1 名（④期）、「繋がり」と「すべての選挙」と「近いうちに帰国する」の複数回答が 1 名（②期）、そして、「その他」の記述内容（〈国民だから〉〈むこうで過ごす方が長い〉〈エルサルバドル人だから〉）の 3 名（②期）が含まれる。一方、違う質問で米国住所に切り替える意志があるか尋ねたところ、あると答えたのは、32 名中 8 名（25%）で、「今住んでいる場所だから」3 名（①期・③期・④期）、「大統領選挙で投票したい」1 名（②期）、この二つを含む複数回答したのが 1 名（②期）、その他が 2 名（④期・⑤期）、無回答 1 名（②期）だった。因みに、この 8 名のうち 6 名は本国住所の DUI の取得理由として積極的な意志と推定できる理由を選んでいった人達である。ただ実際、アンケート調査時やインタビュー時には、本国で DUI を取得・更新する理由に料金の安さを指摘する声が複数あり、32 名中 24 名（75%）は変更の意志はなかった。本国とのつながりを重視し、自由に本国に行ける人々にとっては、わざわざ高い料金を支払って、米国で DUI を取得・更新する気持ちになれないという問題がある。国外投票制度を確立していくためには、解決すべき制度的課題は多い。

謝辞

本調査研究は、2015 年 3 月のサンフランシスコ現地調査及び同年 8 月の科学研究費（基盤研究 C、研究課題番号：15K01895）によるロサンゼルス現地調査への参加を要請してくれた中川正紀氏の協力、並びに、同志社大学人文研第 18 期第 14 研究会「ラテンアメリカにおける国際労働移動の比較研究」より頂いた旅費の一部支援によって実現した。また、本稿投稿に際しては、匿名査読者の先生から貴重なコメントと改善意見を、事務室担当者の方からスタイルチェックなど様々なサポートを、UCLA 博士課程の友人（ネイティブ話者）からタイトルの英訳チェックを、そして、研究会の同僚の二人、匿名希望のスペイン語話者には内容記述の西訳チェック、中川正紀氏からは草稿段階で貴重な助言など、様々なご協力を賜った。同研究会（第 18・19 期）代表の松久玲子氏をはじめ、すべての関係機関ならびに関係者に対し、心よりお礼申し上げたい。

※本稿は、科学研究費（基盤研究 C、研究課題番号：15K01895）「在米エルサルバドル系とメキシコ系の政治意識・行動とエスニック・アイデンティティ」（研究代表者：中川正紀）による研究の成果である。

注

- 1) 中川正紀・中川智彦による単著・共著の発表論文は参考文献を参照。刊行物以外では、中川智彦・中川正紀(2012)のダイジェスト版を在外エルサルバドル人の権利擁護の為のNGO組織「世界のエルサルバドル人」(SEEM: Salvadoreños en el mundo)公式ブログに2011年9月に掲載している。英語版には、現地調査関係者に電子版にて配布するために中川正紀・中川智彦(2013)をベースとした論稿がある。また、2011年に日本ラテンアメリカ学会第32回定期大会パネルB『米国西海岸地域における中米系住民のエスノスケープと政治的アイデンティティ』<於:上智大学>と、2012年には日本ラテンアメリカ学会中部日本研究部会2011年度第2回研究部会<於:南山大学>にて報告を行っている。なお、これまで行ったアンケート質問内容(邦訳)について、2010年版は項目のみを拙稿(2010)で、一部抜粋を中川正紀・中川智彦(2011)で、2012年版は全文を中川正紀・中川智彦(2013)で参照できる。
- 2) 2104年大統領選挙での在外国民投票は、2009年大統領選挙の際に暫定措置として設置された在米国民用投票所に比べれば、在外国民の本国選挙での投票を制度として可能にした点においては大きな一歩であった。2009年選挙での在米国民用投票所では、判定保留・無効・白票はなく、有効投票数は294票であったのに対して、2014年大統領選挙一次選挙では、在外国民投票制度で投票された有効投票数は1,909票、判定保留票・無効票・白票を合わせた総投票数は2,727票、決選投票では、それぞれ2,334票と2,706票となった。投票者数では10倍近くになったとはいえ、全体像からすると極めて少い規模であることは否めなかった。2013年に導入された「国外からの投票のための特別法(LEVEX: Ley Especial para el Ejercicio del Voto desde el Extranjero)」の問題点については、拙稿(2015)を参照。
- 3) 諸般の事情から本稿執筆に時間がかかった結果、LEVEX成立後2回目となる大統領選挙が2019年2月3日に実施された。今回の国外投票実績を2014年選挙と比較して言えることは、国外投票有権者名簿登録者数が10,337から5,948と半減したことと、その一方で、国外投票の有効投票数の増加(分母が半減していることを考慮するなら、当然ではあるが、国外投票制度利用者の投票率は数値としては急上昇)したことであろう。2014年選挙での無効票や実際に投票できなかった有権者が多かった原因は手続き上の不備によるものが多く、慣れれば解決する問題でもあったので、投票したのに無効になってしまったというケースが激減したことを示している。ただ、今回の問題は、国外投票有権者名簿登録者数の激減であり、2014年選挙で国外投票有権者名簿登録手続きが間に合わずに投票できなかったケースが多かったせいか、国外投票有権者登録自体をしない人が増えたことを意味しているようである。その含意等については、別稿にて検討してみたい。2014年選挙については拙稿(2015)を、2019年選挙についてはTribunal Supremo Electoral(2019) a・bおよびFUSADES(2019)を参照。
- 4) 正紀(2012)(2016)(2017)および正紀・智彦(2011)(2013)を参照。移民前の本国での政治参加経験については、渡米前の政治参加経験自体が年代によってその環境や条件が異

なるのに経年的な比較は可能なのかとの指摘もある。しかし、軍の介入や不正選挙が横行していた 1970 年代から内戦の只中にあった 1980 年代においても選挙は行われており、棄権が罰則対象となっていない選挙への参加頻度は、選挙政治に対する回答者の態度を示す指標として意味のないものとは言い難いと、筆者と正紀氏は判断した。

- 5) 2000 年までに渡米してきた回答者を高校卒業以上か高校中退以下かで区切ると、その割合は半々で大差がなかったが、2001 年から 2013 年の間に渡米してきた回答者では、高卒以上 6 割に対して高校中退以下が 4 割と教育水準が高まる傾向を示していた。さらに、初等教育以下か何らかの中等教育経験者かで区分した場合、1992 年以降の渡米者層では、初等教育以下の比率が明確に減少し、中等教育経験者の比率が増加傾向にある。特に、2001 年～2013 年に渡米した回答者では、初等教育以下は 27% 弱となり、高校中退または卒業レベルが 53%、大学中退を含む高等教育経験者が 20% 弱となっていた。これは、内戦期の 1975 年～1991 年渡米者層で、初等 44%、中等 29%、高等 27%、過渡期の 1992 年～2000 年渡米者層で初等 31%、中等 53%、高等 16% となっており、内戦期は高等教育の割合が高かったものの、初等教育以下もかなり多かったことがわかる。過渡期の 1992 年～2000 年期中では、高等教育の割合が激減したものの、中退を含めて何らかの中等教育を少なくとも受けている層が増え、教育水準が高まる傾向を示し初めており、直近の 2001 年～2013 年期中では、初等教育以下の割合がさらに低下する一方で、高等教育の割合も 1992 年～2000 年期中に比して再び増加傾向を示していた。
- 6) 1980 年代半ばの調査 Montes (1987) では、当時の在米国民の教育水準は本国の平均よりも高い傾向を示していることが明らかにされていた。1980 年と 1990 年と 2000 年のデータを比較した PUND (2005) p.478 でも、1980 年には比較的高い水準を示していたものの、その後の内戦激化の時期に当たる 1990 年に全体的に低下傾向がみられ、2000 年には最終学歴が小学校以下の割合は若干ながら減少して、就学年数の上昇傾向を示していた。
- 7) アイデンティティ選択については、回答者が熟慮の上で回答してくれていると信じるほかない。もちろん、見落とした可能性も否定できないものの、アイデンティティ選択を回答してくれた 225 名全体でみると、複数回答者を含んで全体の 4 分の 3 が「エルサルバドル人」を選んでいった。「エルサルバドル人」単独選択者が 4 分の 1、複数回答者が半数、残りの 4 分の 1 が非選択者であった。
- 8) 回答者本人のアイデンティティとして「エルサルバドル人」を選択したグループと、敢えて選択しなかったグループとの間に、何らかのはっきりとした差があるかどうかについても、別稿にて検討を加えたいと考えているため、アイデンティティ回答があることを分析対象の条件とした。
- 9) 『エルサルバドル共和国 1983 年憲法』および関連法令、elsalvador mipais.com (n.d.) “Todo sobre el Documento Único de Identidad (DUI)”等を参照。DUI と選挙との関係については、本稿「3 DUI の取得状況について」を参照のこと。
- 10) 短期被保護資格 (TPS) は、一定の条件に合致した外国人に対して、暫定的に居留・労働を認める制度で、出身国が災害等の特別な事情を抱えて国民の大量帰還に耐えられない

ケースなどを対象に、国別に適用される。エルサルバドルに対して適用されていたTPSは、適用期間は通常18か月で、2001年2月13日以前から継続的に米国内に居住していることが条件となっており、調査時は、11期目（2015年3月～2016年9月）にあたった。所管は、米国国土安全保障省（DHS：Department of Homeland Security）・米国〔市民権〕移民〔業務〕局〔USCIS：United States Citizenship and Immigration Services《2003年まで所管していた米国司法省（Department of Justice）米国移民帰化局（INS：U.S. Immigration and Naturalization Service）が改組され、後継部署として、新設のDHS内に移民関税執行局（ICE：U.S. Immigration and Customs Enforcement）と税関国境警備局（CBP：Customs and Border Protection）とともに設置された。》〕。更新時に就労許可も自動的に延長・更新される。TPS自体の更新料に免除措置はあるが、就労許可を取得・更新したい場合は別途手数料が必要である。TPSは年齢に関係なく、TPS保持者数には子供からお年寄りまでが含まれる。

- 11) Migration Policy Institute (2014), p.1, p.3. 2013年時点のDACA申請者の出身国・年齢層・性別別の内訳と認定率等の詳細については、Singer, Audrey and Svajlenka, Nicole Prchal (2013) を参照。
- 12) 2014年11月には、既に適用されているDACAの更新と有効期間を3年に延ばすとともに、入国時期を2010年1月1日まで拡大して適用対象者の範囲を広げること、さらには、2014年11月20日以前に生まれた永住権か市民権を持つ子を持つ父親か母親で2010年1月1日以前から米国に在住している在留資格を持たない移民を対象とする同様の措置（DAPA：Deferred Action for Parents of Americans and Lawful Permanent Residents）を導入することが発表された。しかし、2014年2月16日にテキサス州の連邦裁判所判事による差し止め請求が行われたため、2015年当時は、DACAの適用対象者の範囲拡大とDAPAによって恩恵を被るはずだった新たな有資格者候補達は、2月18日から予定されていた申請手続きをできない状態が続いていた。このDACA適用拡大およびDAPA導入に対する差し止め措置は、2016年6月23日の米国最高裁判所の判決（可否同数により、2015年2月のテキサス州連邦高裁による差し止め命令が確定）により確定的となり、同年10月3日にオバマ大統領による再審請求が却下されたことで、完全にお蔵入りとなってしまった。
- 13) Montes (1987), p.11, Cervantes González, Jesús A. (2012), p.26, Gaborit y otros (2012), pp.37-38 および、Pew Research Center (2013, 2015)などを参照。
- 14) 近年の女性移民の増加傾向については Espinoza (2011), p.39, エルサルバドルにおける治安悪化については Amnistía Internacional (2016) を参照。
- 15) 表1の(8)有効回答者基本プロフィールの年齢層別男女比を参照。
- 16) DUIの国外発行業務の詳細と課題については、拙稿(2015), pp.12-13, pp.17-20を参照。
- 17) 2009年大統領選挙での在米国民用投票所における投票率については、註2)及び、拙稿(2015), p.14を参照。
- 18) 2009年大統領選挙での在外国民投票の実態と選挙制度改革については、拙稿(2015), pp.13-19を参照。

- 19) 2014 年大統領選挙での在外国民投票の実態と選挙制度改革の課題については、註 2) と註 3) 及び、拙稿 (2015), pp.19-23 を参照。
- 20) Guarnizo and Haller (2003), p.1220-1221 を参照。
- 21) Pew Research Center (2015) の 2013 年時点の統計から「外国生まれの在米エルサルバドル系住民」の 18 歳以上人口を基に計算した生産年齢人口比 93% と比較すると低めではあるが、回答者の年齢構成は母集団の年齢構成をほぼ反映しているといつてよいのではないかと、筆者は考えている。
- 22) 逆に、②期の DUI 非所持者では出身県を代表する議員の選出よりも在外国民枠代表選出を希望する割合が高いという傾向は、③期と④期でも同じであるうえ、③期と④期では DUI 所持者でも同じであるため、②期の DUI 所持者の傾向が際立った。在外国民代表を選びたいと回答した②期の 22 名の回答者についても、DUI 所持者 (8 名) と非所持者 (14 名) に分けて在留資格を確認すると、DUI 所持者 8 名の内訳は二重国籍者が 5 名と永住権保持者が 3 名、DUI 非所持者 14 名の内訳は、二重国籍者が 9 名、永住権保持者が 6 名、TPS が 2 名であった。
- 23) “TSE: Participación electoral rondó el 64% de votantes.”, *La prensa gráfica*, 6 de febrero de 2014. <http://www.laprensagrafica.com/2014/02/06/tse-participacion-electoral-rondo-el-64-de-votantes> (2017 年 2 月 11 日閲覧)。
- 24) Ayala Figueroa, L. E. (coordinador) (2103).
Toros, Sergio y Walker, Ignacio (2007), “Voto de chilenos en el exterior: Avances y discusiones,” Fontaine, A., C. Larroulet, J.A. Viera-Gallo e I. Walker (editores) *Modernización del régimen electoral chileno*, CEP, Proyectamérica, Libertad y Desarrollo, CIEPLAN y PNUD, pp.123-142. (https://www.cepchile.cl/cep/site/artic/20160304/asocfile/20160304094713/storo_iwalker_LibroModernizacion.pdf),
Toro Huerta, Mauricio Iván y de Icaza Hernández, Gerardo (2011),
“El voto migrante: la tendencia internacional y nacional del voto en el extranjero,” Instituto de Investigaciones Jurídicas de la UNAM (<http://biblio.juridicas.unam.mx/libros/6/2993/15.pdf>)
- 25) “Alcaldes y diputados desde el exterior,” *El imparcial*, January 7, 2017. <http://elimparcialnews.com/2017/01/07/alcaldes-y-diputados-desde-el-exterior/#.WKUfa2-LS70> (2017 年 2 月 16 日閲覧)
“Salvadoreños en EEUU celebran que podrán votar por diputados y alcaldes en una lucha que continúa,” *Hoy Los Ángeles*, December 29, 2016. <http://www.hoylosangeles.com/noticias/local/hoyla-loc-salvadorenos-en-eeuu-celebran-que-podran-votar-por-diputados-y-alcaldes-en-una-lucha-que-continua-story.html> (2017 年 2 月 16 日閲覧)

参考文献

Amnistía Internacional (2016) *¿Hogar dulce hogar?: El papel de Honduras, Guatemala y El*

- Salvador en la creciente crisis de refugiados*. <https://www.amnesty.org/es/documents/amr01/4865/2016/es/>
- Artiga-González, A. (2009) "Las elecciones 2009, en perspectiva," *Estudios centroamericanos*, Vol.64, No.719, pp.11-15. http://www.uca.edu.sv/publica/ued/eca-proceso/ecas_anter/eca/2009/719/2-art1-eca-719.pdf (2014年10月20日閲覧)
- Ayala Figueroa, L. E. (coordinador) (2103) "Implementación del voto en el exterior," *Análisis del estado constitucional de derecho y democracia en El Salvador - Informe ejecutivo IV-2013*, Facultad de Jurisprudencia y Ciencias Sociales - Universidad de El Salvador. http://www.jurisprudencia.ues.edu.sv/documentos/2013/Informes/informe_4.pdf#search='Inclusi%C3%B3n+pol%C3%ADtica+de+la+comunidad+migrante+salvadore%C3%B1a' (2014年2月2日閲覧)
- Banco Central de Reserva de El Salvador (2005)a *Características de los remitentes de remesas familiares desde Estados Unidos*. http://www.pnud.org.sv/migraciones/static/biblioteca/07_BCR_Garcia_Xiomara_caracterisiticas_de_los_remitentes.pdf(2014年2月7日閲覧)
- Banco Central de Reserva de El Salvador (2005)b *Propuesta para el uso productivo y reducción de costos de envío de remesas familiares*. <http://siteresources.worldbank.org/INTELSALVADOR/SPANISH/Resources/propuestabcr.pdf> (2014年2月7日閲覧)
- Cervantes González, Jesús A. (2012) "El perfil de la población de origen salvadoreño en Estados Unidos - Febrero de 2012," Programa de Aplicación de los Principios Generales para los Mercados de Remesas de América Latina y el Caribe <http://www.cemla-remesas.org/principios/pdf/perfilpoblacionSV.pdf> (2014年10月21日閲覧)
- Comisión Interinstitucional para la Implementación del Voto en el Exterior (2012) *Voto desde el exterior: Estudio técnico de factibilidad para la implementación del voto de las salvadoreñas y los salvadoreños residentes en el exterior para las elecciones presidenciales de 2014*. <http://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=5&ved=0CEAQFjAE&url=http%3A%2F%2Fwww.rree.gob.sv%2F%2Findex.php%2F%2Fdownloads%2Finformacion-entregada-a-la-ciudadania%2F%2F2450-estudio%2F%2Fdownload.php&ei=s1IuVNqGHsqB8QXV04LoCQ&usg=AFQjCNffv3QnkEvHXGIXLbVszlh8eDyGccw> (2014年10月3日閲覧)
- elsalvador.com (2008) "Historia del TPS," *TPS 2008*. <http://www.elsalvador.com/especiales/2008/tps2008/historia.asp> (2014年10月20日閲覧)
- elsalvadormipais.com (n.d.) "Todo sobre el Documento Único de Identidad (DUI)." <http://www.elsalvadormipais.com/documento-unico-de-identidad-dui> (2014年10月22日閲覧)
- Embajada de El Salvador – Estados Unidos de América (n.d.) "Asistencia legal migratoria." <http://www.elsalvador.org/index.php/proteccion-consular/asistencia-legal-migratoria>

(2014年10月22日閲覧)

- Espinoza Orellana, Ana Gabriela y Granadino Figueroa, María José (2011) “Trabajo de investigación: La incidencia de las comunidades de salvadoreños en el exterior en algunas decisiones de la política nacional salvadoreña, durante el período comprendido entre 1994 y 2010,” Universidad de El Salvador, Facultad de Jurisprudencia y Ciencias Sociales, Escuela de Relaciones Internacionales. San Salvador
- FUSADES (2019) “La segmentación del padrón y las elecciones presidenciales 2019,” *Posición institucional*, Enero de 2019. http://fusades.org/sites/default/files/PI_Segmentaci%C3%B3n%20del%20padr%C3%B3n%202019%20%281%29.pdf (2019年3月7日閲覧)
- Gaborit, Mauricio; Zetino Duarte, Mario; Brioso, Larissa; Portillo, Nelson (2012). *La esperanza viaja sin visa: Jóvenes y migración indocumentada en El Salvador*. UNFPA-UCA, San Salvador.
- Guarnizo, Luis Eduardo, Alejandro Portes and William Haller (2003). “Assimilation and Transnationalism: Determinants of Transnational Political Action among Contemporary Migrants.” *American Journal of Sociology*. Volume 108 Number 6. pp. 1211-48. The University of Chicago.
- La Prensa Gráfica (2012) “Salvadoreños, 11 años amparados al TPS,” *La prensa gráfica*. <http://especiales.laprensagrafica.com/2012/tps/> (2014年10月20日閲覧)
- Martin, Daniel (Consultor) (2011) *Evaluación del programa “Desarrollo humano y migraciones” – Informe final de la evaluación versión final*, Programa de las Naciones Unidas para el Desarrollo –El Salvador. <http://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=14&ved=0CHgQFjAN&url=http%3A%2F%2Ferc.undp.org%2Fevaluationadmin%2Fdownloaddocument.html%3Fdocid%3D5366&ei=BMPwUp1zxMqTBem5gLAP&usq=AFQjCNHd5IIEsGfX4ptRd6JInPpz5L9n8w&bvm=bv.60444564,d.dGI> (2014年2月4日閲覧)
- Menjívar, V. (2011) “DIGESTYC dice que solo existe un censo oficial 2007,” *La prensa gráfica*, 18 de julio de 2011. <http://www.laprensagrafica.com/el-salvador/social/205860-digestyc-dice-que-solo-existe-un-censo-oficial-2007> (2014年10月20日閲覧)
- Migration Policy Institute (2104) “The Salvadoran Diaspora in the United States,” *RAD Diaspora Profile*. <http://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=4&ved=0CDYQFjAD&url=http%3A%2F%2Fwww.migrationpolicy.org%2Fsites%2Fdefault%2Ffiles%2Fpublications%2FRAD-ElSalvador.pdf&ei=4clJVJPaL4Xz8gXUvYGICg&usq=AFQjCNGZSU2DLO19vZT1SefqslGLCodTTw&bvm=bv.77880786,d.dGc> (2014年10月22日閲覧)
- Ministerio de Economía, Dirección General de Estadística y Censos (2008) *VI censo de población y V de vivienda 2007: Población, viviendas, hogares*. <http://www.censos.gov.sv/>

util/datos/Resultados%20VI%20Censo%20de%20Poblaci%C3%B3n%20V%20de%20Vivienda%202007.pdf (2014年10月20日閲覧)

Ministerio de Economía, Dirección General de Estadística y Censos - DIGESTYC, Fondo de Población de las Naciones Unidas - UNFPA, Centro Latinoamericano y Caribeño de Demografía – CELADE (2008) *El Salvador: Fuentes de datos, metodología y estimaciones demográficas del período 1950 – 2007*. http://www.unfpa.org.sv/dmdocuments/vi_censo_poblacion_final-datos_ajustados.pdf (2014年10月20日閲覧)

Ministerio de Economía, Dirección General de Estadística y Censos (2014) *Encuesta de hogares de propósitos múltiples 2013*. <http://www.digestyc.gob.sv/index.php/temas/deshpm/publicaciones-ehpm.html?> (2014年10月22日閲覧)

Ministerio de Educación y Plan Nacional de Educación (2008) *Informe nacional sobre el desarrollo y el estado de la cuestión sobre el aprendizaje de adultos (AEA) en preparación de la CONFINTEA VI*. http://www.unesco.org/fileadmin/MULTIMEDIA/INSTITUTES/UIIL/confintea/pdf/National_Reports/Latin%20America%20-%20Caribbean/el_salvador.pdf (2014年10月20日閲覧)

Ministerio de Relaciones Exteriores (2009) *Oportunidades y desafíos de la migración internacional: El caso de El Salvador*. <http://www.eclac.org/celade/noticias/paginas/4/37384/JJGarcia.pdf> (2014年2月4日閲覧)

Montes, Segundo (1987) “La crisis salvadoreña y las consecuencias de una repatriación masiva de refugiados en los Estados Unidos,” *Boletín de CC.EE.* (enero-febrero, 1987), 5-16. *Boletín de Ciencias Económicas y Sociales*, Año X, Número 1, Enero-febrero de 1987. http://www.uca.edu.sv/boletines/upload_w/file/boletines/4fee17132287daticulos.pdf (2016年9月3日閲覧)

中川正紀 (2012) 「米国におけるラテン系二重国籍者の政治意識・政治行動：コロンビア系とエルサルバドル系の比較の試み」『フェリス女学院大学文学部紀要』No.47, pp.27-51.

中川正紀 (2014) 「米国ロサンゼルスへのエルサルバドル系女性の移動と定住の歴史：移民パターンから見たエルサルバドル系移民の実像」『フェリス女学院大学文学部紀要』No.49, pp.17-43.

中川正紀 (2015) 「エルサルバドル系女性の米国への移動の歴史社会的要因：男女間の相違点に注目して」『フェリス女学院大学文学部紀要』No.50, pp.59-71.

中川正紀 (2016) 「在米エルサルバドル系住民のアイデンティティとトランスナショナリズム：2015年のサンフランシスコとロサンゼルスでのアンケート調査結果に基づいて」『フェリス女学院大学文学部紀要』No.51, pp.91-115.

中川正紀 (2017) 「本国生まれの在米エルサルバドル系二重国籍者に見られるトランスナショナリズムの背景—政治意識・行動，米国国籍取得の理由および『本国への永住帰国の夢』の分析から—」『フェリス女学院大学文学部紀要』No.52, pp.33-57.

中川正紀・中川智彦 (2011) 「ロサンゼルス地域におけるエルサルバドル系住民の政治意識と政

- 治行動—2010年9月の現地予備アンケート調査の結果に基づいて—」『フェリス女学院大学文学部紀要』No.46, pp.183-204.
- 中川正紀・中川智彦 (2013) 「米国におけるエルサルバドル系二重国籍者の政治意識・政治行動:2012年2～3月および8月にロサンゼルスで実施したアンケート調査の結果から」『フェリス女学院大学文学部紀要』No.48, pp.187-227.
- 中川智彦 (2010) 「在米エルサルバドル系住民の本国政治に対する関与の実態と政治意識に関する現地調査のための予備的考察」『中京学院大学経営学部研究紀要』第18巻第1号(通巻第28号) pp.55-62.
- 中川智彦 (2012) 「『アメリカ合衆国ロサンゼルス地域における在米エルサルバドル系住民の本国政治に対する政治意識調査』に向けて」『中京学院大学経営学部研究紀要』第19巻1号・2号合併号(通巻第30号) pp.45-51.
- 中川智彦 (2015) 「在米エルサルバドル国民の政治意識に関する現地調査の進捗状況と今後の見通し—在外国民の本国政治への参加に向けた選挙制度改革の現状と課題—」『社会科学』第45巻第1・2号(通巻106号) pp.1-30. 同志社大学人文科学研究所
- 中川智彦・中川正紀 (2012) “Análisis preliminar de los resultados de la encuesta sobre las percepciones políticas de los residentes salvadoreños en Los Angeles-EEUU” 『中京学院大学経営学部研究紀要』第19巻1号・2号合併号(通巻第30号) pp.23-43.
- OECD (2012) “Total Emigration Rates and Emigration Rates of High-Educated to OECD countries, 2000 and 2005/06,” *Database on Immigrants in OECD countries (DIOC)*. <http://www.oecd.org/els/mig/Emigration%20rates.pdf> (2014年10月21日閲覧)
- OECD and UN-DESA (2013) *World Migration in Figures: A joint contribution by UN-DESA and the OECD to the United Nations High-Level Dialogue on Migration and Development*, 3-4 October 2013. <http://www.oecd.org/els/mig/World-Migration-in-Figures.pdf> (2014年10月21日閲覧)
- Pew Research Center (2012) “Hispanics of Salvadoran Origin in the United States, 2010,” *Pew Research Hispanic Trends Project*. <http://www.pewhispanic.org/2012/06/27/hispanics-of-salvadoran-origin-in-the-united-states-2010/> (2014年10月20日閲覧)
- Pew Research Center (2013) “Hispanics of Salvadoran Origin in the United States, 2011,” *Pew Research Hispanic Trends Project*. <http://www.pewhispanic.org/2013/06/19/hispanics-of-salvadoran-origin-in-the-united-states-2011/> (2014年10月20日閲覧)
- Pew Research Center (2015), “Hispanics of Salvadoran Origin in the United States, 2013.” <http://www.pewhispanic.org/2015/09/15/hispanics-of-salvadoran-origin-in-the-united-states-2013/> (2016年2月5日閲覧)
- Programa de las Naciones Unidas para el Desarrollo (PNUD) (2005) *Informe sobre el desarrollo humano 2005: una mirada al nuevo nosotros, el impacto de las migraciones*. http://www.sv.undp.org/content/el_salvador/es/home/library/hiv_aids/informe-sobre-desarrollo-humano-el-salvador-2005.html (2016年6月19日閲覧)

- Singer, Audrey and Svajlenka, Nicole Prchal (2013) "Immigration Facts: Deferred Action for Childhood Arrivals (DACA)," *Brookings Metropolitan Policy Program Report*, August 14, 2013.
http://www.brookings.edu/~media/research/files/reports/%202013/08/14%20daca/daca_singer_svajlenka_final.pdf (2016年6月26日閲覧)
- Tamacas, C. (2013) "Salvadoreños en el extranjero comienzan a enviar sus votos El Salvador," *elsalvador.com*, 23 de diciembre de 2013. <http://elecciones2014.elsalvador.com/articulo/salvadorenos-extranjero-comienzan-enviar-sus-votos-542> (2014年2月3日閲覧)
- Tribunal Supremo Electoral (2008) *Guía de elecciones 2009: 15 de marzo Presidente y Vicepresidente*.
- Tribunal Supremo Electoral (2014) *Guía de elecciones presidenciales 2014*. <http://www.tse.gov.sv/documentos/Elecciones2014/guias/guia2014.pdf> (2014年3月10日閲覧)
- Tribunal Supremo Electoral (2019)a "Escrutinio final: Resultados del escrutinio final por departamento, municipio, centro de votación y JRV," *Elección presidencial 2019*.
<https://www.tse.gov.sv/2019/escrutinio-final/presidencial/index.html> (2019年3月7日閲覧)
- Tribunal Supremo Electoral (2019)b "Escrutinio final: Descargar resultados en formato de hoja de cálculo," *Elección presidencial 2019*.
<https://www.tse.gov.sv/elecci%C3%B3n-2019/inicio> (2019年3月7日閲覧)
- U.S. Department of Homeland Security (2012) "Estimates of the Legal Permanent Resident Population in 2011," *Population Estimates*. http://www.dhs.gov/xlibrary/assets/statistics/publications/ois_lpr_pe_2011.pdf (2014年10月24日閲覧)
- Villalta, R. y Urbina, J. (2009) *Sistematización el proceso del voto de los salvadoreños en el exterior*, SEEM, ISD y Friedrich Ebert Stiftung. <http://isd.org.sv/isddocs/participacion-ciudadana-transparencia-municipal/SISTEMATIZACIONVOTOENELEXTERIOR.pdf> (2011年6月3日閲覧)